

# 公 示

国立大学法人香川大学学長選考規程第五条に基づき、左記により次期学長候補者選考を行う。

令和五年一月四日

国立大学法人香川大学学長選考・監察会議

## 記

一 学長選考を行う理由

学長の任期満了による

二 選考基準

別紙一のとおり

三 選考日程

別紙二のとおり

平成 26 年 9 月 30 日  
改正 令和 4 年 9 月 27 日  
香川大学学長選考・監察会議

## 国立大学法人香川大学学長候補者選考基準

(人格、学識、リーダーシップ)

- 一、 人格が高潔で、学識に優れ、公平かつ公正な視点に立ち、大学の社会的使命を達成するうえで、強いリーダーシップを発揮することができる者

(教育研究の高度化、社会連携・貢献)

- 一、 大学の競争的環境の中で、本学の教育研究の高度化、社会との連携及び地域社会、国際社会への貢献を適切かつ効果的に推進することができる者

(個性・特色、存在感)

- 一、 構成員の意欲と創意を引き出し、本学の個性と特色を発揮することにより、本学の存在感を高めることができる者

(経営及び運営)

- 一、 国立大学法人における教学及び経営の最高責任者として、豊かな経験と優れた能力を有し、適切に大学を運営することができる者

## 香川大学学長候補者選考日程

事 項		期 日(予定)	適 用 条 項
○学長選考について公示	学長選考・監察会議	令和5年1月4日(水)	規程第5条第3項
・意向聴取等管理委員会委員選出を各学部等に依頼(2月9日(木)締切)		1月4日(水)	規程第6条第2項
○意向聴取等管理委員会の設置	学長選考・監察会議	2月10日(金)	規程第6条第1項
<b>学内からの被推薦者の推薦</b>			
○被推薦者推薦の公示及び推薦資格者に通知 (推薦受付開始日の10日前までに公示)	学長選考・監察会議	2月13日(月)	細則第6条第1項
・推薦資格者名簿の縦覧 (推薦公示日から推薦開始日の2日前まで)		2月13日(月) ～2月27日(月)	細則第6条第2,3項
○学内からの被推薦者の推薦(約1週間予定)	学長選考・監察会議	3月1日(水) ～3月8日(水)	規程第7条第1～4項
○学長候補適任者推薦書開封 なお、被推薦者が5人を超える場合は、管理委員会へ通知 <被推薦者が5人を超えた場合>	学長選考・監察会議	3月9日(木)	細則第7条第1,2項 細則第7条第3項
★管理委員会を開催 ☆学内被推薦者投票の公示及び投票資格者に通知 (投票日の10日前までに公示) ・投票資格者名簿の縦覧 (投票の公示日から投票日の2日前まで)	管理委員会	3月15日(水)	細則第8条第1,2項
★学内被推薦者投票(得票多数5人以内を決定)及び開票 ☆学内被推薦者投票の結果を学長選考・監察会議に報告	管理委員会 管理委員会	3月15日(水) ～3月28日(火) 3月30日(木) 3月30日(木)	細則第8条第3,4項 規程第7条第5～8項、細則第12,13条 細則第14条第1,2項
○学長候補適任者の氏名を公表及び経営協議会学外委員に通知	学長選考・監察会議	3月10日(金) 又は3月31日(金)	細則第7条第5,6項
<b>学外からの被推薦者の推薦</b>			
○被推薦者推薦の受付期間、場所を通知	学長選考・監察会議	2月13日(月)	細則第6条第1項
◇学外委員からの被推薦者の推薦(約1週間予定)	経営協議会学外委員	4月3日(月) ～4月10日(月)	規程第8条第1項、細則第9条
○推薦された被推薦者を学外委員に通知	学長選考・監察会議	4月12日(水)	細則第9条第3項
◇協議の上、2人以内を選び学長候補適任者として学長選考・監察会議へ推薦	経営協議会学外委員	4月20日(木)	規程第8条第5項、細則第9条第4,5項
●学内及び学外から推薦されたものを学長候補適任者として選定	学長選考・監察会議 開催		規程第9条第1項
○学長候補適任者を管理委員会に通知及び氏名を公表 ・学長候補適任者からの所信の提出依頼(5月1日(月)締切)	学長選考・監察会議	4月21日(金) 4月21日(金)	細則第10条第2,3項 規程第9条第2項、細則第10条第1項
○学長候補適任者の所信を公表	学長選考・監察会議	5月2日(火)	細則第10条第3項
<b>意向聴取</b>			
★意向聴取の公示及び学長候補適任者の所信・経歴を投票資格者に通知 (投票の10日前までに公示) ・投票資格者名簿の縦覧 (投票公示日から投票日の2日前まで)	管理委員会	5月12日(金)又は15日(月) 5月12日(金)又は15日(月) ～5月25日(木)	細則第11条第1,2項 細則第11条第3,4項
☆意向聴取 投票	管理委員会	5月29日(月)	規程第10条第1～3項、細則第12条
☆意向聴取 開票 ☆意向聴取投票の結果を学長選考・監察会議に報告	管理委員会 管理委員会	5月30日(火) 5月30日(火)	細則第13条 細則第14条第1,3項
●学長候補者の選考(候補者から所信聴取)	学長選考・監察会議 開催	5月30日(火)	規程第11条第1項
○学長に報告するとともに公示(選考理由及び選考経過も併せて公表) し、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出る	学長選考・監察会議	5月30日(火)	規程第11条第2～4項

※ 期日については会議の開催日等により変更することがあります。変更した場合は、お知らせします。

- [注] ① 規程は、「国立大学法人香川大学学長選考規程」を示す。  
細則は、「国立大学法人香川大学学長選考に関する細則」を示す。
- ② ○印は、学長選考・監察会議事項を示し、●印は、学長選考・監察会議開催を示す。  
☆印は、意向聴取等管理委員会事項を示し、★印は、意向聴取等管理委員会開催を示す。  
◇印は、国立大学法人香川大学経営協議会規則第2条第1項第3号に規定する者に関連する事項を示す。
- ③ 公示は、学内の所定の場所に掲示するとともに、本学のホームページへ掲載する。  
公表は、本学のホームページへ掲載する。